

第74回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和元年8月21日（水）
午後2時

場所：第一庁舎
7階第一委員会室

長野市都市整備部都市政策課

第 7 4 回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和元年 8 月 2 1 日 (水) 午後 2 時

場 所 第一庁舎 7 階 第一・第二委員会室

- 1 開 会
- 2 長 野 市 あ い さ つ
- 3 新任委員紹介・委嘱書交付
- 4 事務局自己紹介
- 5 議 事

(1) 審議事項

議案第 1 号 都市計画道路 (駅南幹線) の変更について

(2) その他

第 7 回区域区分見直しについて

- 6 そ の 他
- 7 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1 番 高瀬 達夫 (信州大学工学部土木工学科 准教授)
2 番 松岡 保正 (長野工業高等専門学校名誉教授)
3 番 酒井 美月 (長野工業高等専門学校准教授)
4 番 跡部 美幸 (長野県司法書士会長野支部司法書士)
5 番 相野 律子 (長野県建築士会ながの支部まちづくり委員会副委員長建築士)
6 番 小林 秀子 (長野市議会議員)
7 番 北澤 哲也 (長野市議会議員)
8 番 山本 晴信 (長野市議会議員) = 欠席
9 番 鈴木 洋一 (長野市議会議員)
10 番 若林 祥 (長野市議会議員)
11 番 佐藤 久美子 (長野市議会議員)
12 番 岩野 彰 (長野商工会議所 副会頭) = 欠席
13 番 宮澤 清志 (ながの農業協同組合 代表理事専務)
14 番 岩下 秀雄 (長野市民生委員児童委員協議会 副会長) = 欠席
15 番 本間 吉治 (NPO法人ヒューマンネットながの 理事長) = 欠席
16 番 西宮 登喜男 (長野市商工会 副会長)
17 番 塩谷 正広 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長) = 欠席
18 番 下里 巖 (長野県長野建設事務所 所長)
代理 倉田 雅史 計画調査課長
19 番 北原 浩治 (長野中央警察署 署長)
代理 小林 博 交通第二課長
20 番 小島 誠 (長野市農業委員会 会長)

◎説明のための出席者

都市整備部長	羽 片	光 成
都市政策課長	平 澤	智
駅周辺整備課長	小 林	一 三
駅周辺整備課長補佐	北 澤	善 幸
駅周辺整備課長補佐	中 込	勝 彦
駅周辺整備課係長	藤 倉	芳 充
都市政策課長補佐	中 村	豊 文
都市政策課係長	清 水	永 一
都市政策課係長	宮 下	伊 信

◎事務局出席者

都市政策課長補佐	竹 節	昌 弘
都市政策課主査	小 林	明 徳
都市政策課技師	今 井	俊 介
都市政策課技師	柳 澤	満合那
都市政策課主事	山 口	権 菜

◎開会

○司会 　　ただ今から、第74回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、都市政策課の竹節と申します。よろしく願いいたします。着座にて進めさせていただきます。初めに、本日の審議会は公開としますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。会議に先立ちまして、定足数の確認を申し上げます。長野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、定足数は委員20名の過半数となっております。本日ご出席の委員は、第4号委員（関係行政機関の職員）の代理人2名を含めまして、現在14名でございますので、会議は成立いたします。なお、山本委員、岩野委員、岩下委員、本間委員、塩谷委員、下里委員、北原委員から、本日都合によりご欠席とのご連絡をいただいておりますので、併せて報告いたします。このうち先程申し上げました代理人につきましては、下里委員の代理で、長野建設事務所 計画調査課長の倉田様に、ご出席をいただいております。また、北原委員の代理で、長野中央警察署 交通第二課長の小林様に、ご出席をいただいております。なお、北澤委員は、少し遅れるとのご連絡をいただいております。会の進行につきましては、お配りしております次第に従って進めさせていただきたいと存じます。その前に、資料の確認をお願いしたいと存じます。資料は、過日郵送でお届けしましたものと、本日机の上にお配りさせていただいたものがございます。先に郵送いたしました資料として、次第、議案、資料1 都市計画審議会説明資料 3・3・86号駅南幹線の変更、資料2-1 都市計画審議会説明資料 第7回区域区分見直しについて、資料2-2 第7回区域区分見直しについて、資料2-3 第7回区域区分見直し方針、資料2-4 長野都市計画 第7回区域区分(線引き)の見直しについて、資料2-5 第7回区域区分見直しに関する長野市の考え方。本日配布いたしました資料として、委員名簿でございます。ご確認いただきまして、資料に不足がある方は、お申し出ください。それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず、都市整備部長の羽片から挨拶を申し上げます。

◎長野市あいさつ

○事務局 　　皆様ご苦労様でございます。委員の皆様におかれましては、本日の長野市都市計画審議会開催をご案内申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。また、日ごろから当審議会をはじめ長野市政にご理解、ご指導を賜り重ねてお礼申し上げます。さて、本市も例外ではございませんが、

全国的に人口減少と高齢化が急進する中、今後は穏やかな経済成長や成熟社会の状況を見据えまして、より質の高い社会の形成と持続可能なまちづくりを目指して、都市政策を展開していく必要があると考えております。今後、様々な施策を展開してまいります。委員の皆様には引き続き、お力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。本日は、今年度最初の審議会となるわけございまして、長野駅周辺第二土地区画整理事業区域における「都市計画道路（駅南幹線）の変更」に係る議案審議と、「第7回区域区分の見直しについて」のご説明を予定しております。委員の皆様の幅広いご見識からご意見を頂ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。まだ厳しい暑さが続いておりますが、委員の皆様におかれましては、お体をご自愛され、ご健勝でますますご活躍されますことを祈念申し上げ、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、新任委員のご紹介を、都市政策課長の平澤から申し上げます。紹介を受けられた新任委員及び代理出席の方は、恐れ入りますが、その場でご起立いただきたいと存じます。

○事務局 都市政策課長の平澤でございます。私から、新たに委員となられた方をご紹介いたします。最初に、長野市議会からご推薦され委員となりました、市議会議員 北澤 哲也 様でございます。本日は少し遅れるとのご連絡をいただいております。続きまして関係行政機関の人事異動に伴いまして委員となりました、長野建設事務所 所長 下里 巖 様でございます。本日は、代理で計画調査課長 倉田 雅史 様がお出席でございます。同じく、関係行政機関の人事異動に伴いまして委員となりました長野中央警察署 署長 北原 浩治 様でございます。本日は、代理で交通第二課長 小林 博 様がお出席でございます。なお、委嘱書交付でございますけれども、本来であれば市長から申し上げるところであります。簡略化させていただき誠に恐縮ではございますが、お手元に委嘱書をご用意させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、皆様の任期につきましては、長野市都市計画審議会条例第3条の規定によりまして、前任者の残任期間の令和2年3月末までとなりますので、よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、ただ今より議事に入りますが、その前にマイクの手配についてご説明いたします。発言される際に、お近くの卓上機器の楕円形の部分を押しいただきまして、緑色のランプが点灯したことを確認いただきましてから、ご発言をお願いいたします。なお、ご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプの消灯をお願いいたします。それでは、議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定によりまして、松岡会長に議長をお願いいたします。

◎議事

○議長 委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。次第のとおり、本日の議事は、審議事項が1件、その他が1件となっております。皆様からご意見をいただきながら、実りのある会議にしたいと思っておりますので、議事の進行が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げます。なお、本日の議事録の署名は、高瀬委員と西宮委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。では、議事に入らせていただきます。まず、(1)の審議事項、議案第1号「都市計画道路(駅南幹線)の変更について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 改めまして駅周辺整備課の藤倉と申します。本日はよろしくお願いいいたします。着座にて失礼します。それでは、議案第1号「都市計画道路(駅南幹線)の変更について」ご説明申し上げます。前回の審議会でご説明しましたが、再度となりますがよろしくお願いいいたします。こちらのスライドにご注目ください。駅南幹線は長野駅周辺第二土地区画整理地区内の七瀬郵便局前交差点を起点とし、中御所JRアンダーの北側、八十二銀行本店南側の交差点を終点とする、幅25mの都市計画道路でございます。今回ご説明する計画変更の場所は中御所JRアンダーの南側の側道部分でございます。歩行者及び自転車の安全で円滑な通行の確保のため、側道の一部を変更するものです。併せて道路区域を変更します。画面右から左が駅南幹線でございます。画面上、左上が北陸新幹線になります。画面上、右下ちょっと見づらいですが、市道長野西812号線(旧長野真田線)が、画面上のこちらになります。青が変更前、赤が変更後でございます。黄色の部分が道路区域から除外される場所になります。当初、北陸新幹線のアンダーパス部と歩道と側道を接続する階段が計画されておりました。駅南幹線の南側から接続する市道長野西812号線(旧長野真田線)の交差点部分でございます。この部分の写真が今、左上に出ております。歩道整備に合わせて、交差点部において旧長野真田線の歩道と段差なく接続することを可能とし、階段の機能を確保しました。このことから階段の計画を廃止して、併せて側道の形状と道路区域を変更するものでございます。また、北陸新幹線沿いには地下横断道もあります。先程の写真の拡大でございます。駅南幹線と南側から接続する市道長野西812号線(旧長野真田線)の写真でございます。左側が変更箇所を拡大した平面図でございます。右側がこの部分の横断図、道路を輪切りにした図面でございます。上が変更前、下が変更後です。側道と歩道を接続する階段の機能が、東側の交差点で確保され、階段を廃止し、側道の形状と道路区域を変更するものでございます。それでは、都市計画変更に係る経緯の概要についてご説明申し上げます。資料1の5ページをご覧ください。スライドと同じになりますが、左側の枠の事項では事務手続きの内容、中心の枠では左枠に記載した事項の時期を、右側の備考については状況等を適宜記載しております。それでは、前回の事前説明からの経緯を説明します。平成31年2月12日に前回、第73回の審議会において内容的には同じですが、事前の説明を行っております。地元説明会は本年の5月中旬から6月中旬にかけて実施しました。地元からは地区全体における

安全対策について配慮してほしいという要望がありました。続いて公聴会についてご説明します。公聴会の公告を6月3日に行いました。都市計画変更の素案の閲覧を6月4日から7月2日まで行いました。閲覧者がいなく、また公述の申し出がなかったことより、公聴会の開催は中止しました。続いて都市計画案の縦覧についてです。縦覧の公告は7月17日、都市計画案の縦覧は7月18日から2週間、8月1日まで実施しました。こちらも縦覧者なしで意見書の提出もありませんでした。8月9日に長野県知事より計画案の協議に対する回答があり、異存なしとのことです。そして今日、第74回長野市都市計画審議会において当議案をお諮りしている次第でございます。当審議会のご審議を受け、予定ですが今月末くらいに都市計画決定の告示を行いたいと考えております。以上が都市計画変更の経緯の説明になります。続きまして前回の事前説明において、審議委員の皆様よりご意見のあった事柄についてご説明申し上げます。資料1の8ページの図面、またはそれ以降の写真を適宜ご覧ください。スライドも同じものがございます。今回の都市計画変更案について、変更となる理由でもあります市道長野西812号線（旧長野真田線）と歩道交差点についての安全対策のご意見を前回の審議会でもいただきました。上が拡大図になります。図面上ピンク色が歩行者の導線となります。上の図面を見ていただいたとおり、駅南幹線と市道長野西812号線（旧長野真田線）の交差点になります。交差点において歩道のみが接続する形となります。車道は、図上T字路となります。資料9ページからとなりますが、拡大図でございます。安全対策の計画を過日、警察と現場立会いの上、確認しております。T字路部の各車道には、停止指導線を設置します。T字路部の各車道には、駅南幹線に車が進入できないように矢印看板またはガードレールの設置、T字路とわかるように先程の矢印看板を設置します。歩道は、導線の確保との観点から車止めを設置して安全に配慮していきます。また駅南幹線自体にも注意看板等を配置して、自転車や歩行者への安全を促していきます。警察には過日、規制等、横断歩道や停止線の規制看板等の設置を要望している状況でございます。次が東側からの写真①でございます。工事中の写真で見づらい点もあるかと思いますが、写真の右側が、インターロッキング舗装が駅南幹線の歩道でございます。写真左側が市道長野西812号線（旧長野真田線）の歩道の溜まり場となります。写真内に挿入しておりますが、停止指導線・車止めを設置いたします。南側、市道長野西812号線（旧長野真田線）から見た写真②でございます。区画道路がT字路になりまして、車道に対しては矢印看板及び停止指導線を整備します。安全対策を整備して歩道の導線を確保していく状況です。次に西側から見た写真③です。停止指導線、ガードレールを整備し、歩行者等の誘導について安全性を高めていきたいと思っております。前回の御意見に対する安全対策をご説明しました。以上、都市計画道路 駅南幹線の変更についての説明を終了します。慎重なご審議をよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それではただ今の事務局からのご説明につきまして、委員の皆様からご意見・ご質問等ございましたら、挙手をして前のボタンを押してご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 今年の5月15日から6月12日まで地元説明会を開いていただいていますけれども、地元の皆様から、地区全体の安全対策を確保してほしいというご意見が出たということは今説明されましたけれども、何回やって出席者は何人くらいいらしたのか、ここを使う頻度の多い方のご意見があったかと思うんですけれども、そこらへんのところは具体的なことがあったのかどうかということについてご説明をお願いしたいと思います。

○事務局 駅周辺整備課の北澤です。お答えいたします。ただ今の質問については、例年私共駅周辺整備課では、この案件だけではないのですが、区画整理全体の進捗の状況もございまして。その説明会の中で、今回の都市計画決定の変更もご説明させていただきました。今ご質問がありました、地区としては中御所・七瀬・北中・栗田・七瀬南部で5箇所、それからその地区ごとに出席できなかった方全体でといったことも含めて地区説明会としては6回開催いたしました。そこで出席された人数は、のべ95人になります。質問で出た内容としましては、地区全体、区域の中全体ですとか他の道路に関しても含めてですけれども、この案件に関しても交通安全を図っていただきたいという意見が出て、逆に言いますとこの都市計画決定について反対の意見は出なかったというふうに捉えております。これとは別に今お話したエリアは区画整理の区域内だったのですが、今回は区画整理の外も含めて中御所の公民館でも説明会を行いました。そこで出席された方もほとんど地区説明会にも出席された方だったのですけれども、同様の説明をさせていただきました。

○委員 ありがとうございます。利便性が良くなるか、それから安全性は大丈夫かということところがやはり一番のことでもあり、またその対象区域だけでなく、きっとその周辺の皆さんの利便性や安全性も重要になってくるんだろうと思いますが、その周辺の皆様のご意見も伺う機会を設けて、意見を集約していただいたと解釈してよろしいですか。

○事務局 よろしいかと思えます。

○委員 ありがとうございます。

○議長 他にいかがでしょうか。

○委員 前回も申し上げたのですが、私はこの交差点の100mくらいのところに住んでいる住民の一人として思ったことなんですけれども、今まではここを渡れて、歩いて駅へ抜けていたので、それが駅へは渡れなくなるというふうに思うので、ちょっと不便になって、最初のうちは無理に渡ろうとする人がいるかもという心配があります。また、今までは一方通行でずっと南の方から旧長野真田線を駅の方へ向かって下へ通っていく道へ抜けている車が非常に多かったのですが、ここが通れないということになると、多分しばらくの間は誤って入ってきてしまってから、いけないと気付く人も多いと思うので、間違っただけで住宅の方に入ってしまうないように、その手前で誘導していただけるといいかなと思います。私自身はここが車で通れないとすごく不便なのですが、でも住宅街に車が入ってこなくなるというのはいいことでもあるのかなと思っています。夏の暑い中でも作業していただいて、誘導もしていただいて、本当に一生懸命やっていただいてとても感謝しています。早く開通して安全に皆で

通行できるようになればいいなと思います。

○議長 今のは感想と、要望や質問というところのような点になりますか。

○委員 不便になるところもあり、良くなるところもあるのですが、早く皆が慣れて、その間混乱なく安全に通行していただければいいという要望になります。

○議長 それにあたってはできること、標識であれ何であれという話も出ましたので、こちらで全部というか警察との打ち合わせもあるへんまで含めて、またお答えいただければいいですね。

○事務局 現在の工事中の交通規制にご協力いただきましてありがとうございます。先程のご要望につきましてなんですけれども、まず一つ目は旧真田線、今南側から一方通行で上がってきておまして、現在の工事の交通規制のやる前は善光寺口の方へ行く抜け道としても使われていたんですけれども、今後はその道から今回の駅南幹線、都市計画道路の方には出られなくなります。つきまして、もう一つ東の道の方に抜け道として出る車が増えるのではというご懸念は他の方からもご心配の声をいただいておりますので、ホクト文化ホールの入り口のところで一本東側の広い道路、都市計画道路の七瀬中御所線なんですけれども、そちらから長野駅東口の方へ行っていただきたいと、看板等で周知することを検討していきたいと思っております。

○議長 ということで、今のお答えでよろしいですか。遠回りになるって言われましてけれども、歩いた場合アバウトに言うとはその辺りから何分くらいで行かれたんですけども、このくらいかかるようになってしまうというのは検討つきますか。実際に今動かれてみて、どのような感じなのでしょう。

○委員 ここをパッと抜けて車が来ないので歩いてしまうこともあるのですが、7～8分だったのが、この大きい十字路まで行って信号を待って渡るので、10分くらいか。すみません、たいして変わらないんですけれども、毎日となるとちょっと不便かなと思います。

○議長 感覚的に遠回りになったなという感じということですね。ものすごく暑いときなんかは2割くらいは時間的に遠回りになるかなと、高低差的にはかなりあるんですか。それとも平らなところをずっと行けるんですか。そこを通ったことがないからわからないので。先程の一つは利便性、もう一つは安全性という話で、今は利便性の方でお聞きしているということで。地元の生活している人の実感として。

○委員 平らなところ、ずっと平らなので問題ないんですが、結構通っている方は昔はスッと行っていたという気持ちが大いかなと思います。

○議長 慣れるまで多少かかることもあるかもしれませんが、駅からホクトへ行く道というのは私らみたいな外から来た人間からすると、駅からホクトというのはこんなに近く行かれたんだという、昔は信号を曲がってだいぶ大きく回ってこないといけない感じでしたが、今はもう歩けば14～15分かからないくらいで近くなった感じはありますけれども、

中には遠くなっちゃった人達もいるということですね。他にいかがでしょうか。

○委員 前回大幅に遅れて来たので重複の質問でしたらすみません。一つは黄色く示していただいている場所が、扱いとしては今後どういうふうになるのか、用地買収とか済んでいるんだらうなと思いますが、扱いがどんな形になるのかというのが一つと、それから資料の写真を見比べると途中までしっかりとした立ち上がりあるような形の歩道と車道と利用しているようなものが、例えば写真③で見られるのですが、書いていただいているのは簡単な柵のように見えるのですが、同じような形の作り方でT字路のところの車から見たときに、同じように本当に行けないように見えるのかそれとも柵で看板だけが立っているような形に見えるのか、決まっていれば教えてください。

○事務局 始めの質問についてお答えします。黄色の除外した区域については図面上ではちょっと見づらいんですけども、南北からの区画道路がありまして、駅南幹線の側道としまして区画道路を整備する形になります。先程の質問の旧長野真田線から反対側に渡るというご質問もあったんですけども、ここに区画道路を今整備している形ですけども、南北から上を通過して反対側に抜けられるような区画道路も現在整備しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。二点目についてなんですけれども、写真で見ると挿入でイメージなのでちょっとわかりにくいんですけども、実際には黄色と黒の矢印看板だったり、黄色のガードレールだったりとかがあって、見栄え的には車等の規制や抑制にはなるかと思ひますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 イメージは湧きますか。

○委員 イメージは湧きますが、同じように続いていった方がより車が行かれないような感じが強いのかなというような気はしましたが、いろいろ検討の上でしょうからわかりました。ありがとうございます。

○議長 他にいかがでしょうか。よろしですか。それでは質問や意見が概ね出たようですので、これより議案第1号の採決を行います。本議案には反対意見書の提出がありませんので、挙手による採決を行います。異議ありませんか。よろしいですね。では、挙手による採決を行います。賛成の委員は、挙手をお願いします。全員賛成と認め、議案第1号は、原案どおり決定することについて異議ないものといたします。

それでは続きまして、その他(2)第7回区画区分見直し方針について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 都市政策課の清水と申します。私からは第7回区域区分見直し方針についてということで、資料の2-1から2-5を使用して、説明させていただきます。なお、資料2-1については、スクリーンにも表示しながら進めさせていただきますので、どちらか見やすい方をご覧くださいながらよろしくお願ひしたいと思います。説明は座らせていただきます。最初に、資料2-1、2ページ目の上段をご覧ください。これまでの経過になります。昨年度の市の審議会の中で、区域区分の見直しに関する長野市の考え方について、委員

の皆様からご意見をいただきまして、本年度4月には、見直しの考え方を公表させていただいております。該当する案件がある場合は、6月末までに市の都市政策課の方で相談を受け付ける旨を併せてお知らせしました。5月には、区域区分の決定権者である長野県から本市に対して、区域区分見直しに関する資料提供等の協力依頼がありました。7月9日に開催されました長野県都市計画審議会では、県の区域区分見直し方針及び市街化区域の規模設定について説明があったものです。以上を受けまして、市では土地利用検討調整会議、内部の会議になりますけれども、県から示されました、見直しの方針及び決定までのスケジュールについて情報共有を図りました。本日の審議会では、県都市計画審議会で見直し方針、市街化区域の規模設定についてと、その概要の説明、これからの進め方についてご説明いたします。では、2ページ下段をご覧ください。本日、配布の資料が記載されています。資料2-2、2-3になりますが、県都市計画審議会に配布された資料になります。資料2-2右側上段をご覧ください。県の基本方針として具体的な3つの方針が、掲載されています。(1)住宅地の供給を目的とした市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、計画的な市街地整備が確実な区域について必要最小限として検討していくということ。(2)産業用地については、各都市の産業に関する将来ビジョンや政策を踏まえ需要に適切に対応できる規模の区域で農林漁業との調和が図られた区域とすること。(3)すでに市街化した土地の区域についても、土地利用の動向や社会基盤の整備状況を踏まえた上で編入を検討すること。このような方針によって今回の第7回の見直しを行うものとしています。続いて資料2-3をご覧ください。こちらの資料は、県が示す見直し方針であり、内容的には見直し基準、市街地の規模設定等が記載されています。こちらに書かれている内容については、区域区分を変更する箇所の選定、あるいは計画時点で編入を検討する際に決めておくべき基準となります。これから候補地選定に入っていくんですけれども、候補地選定の際に、市街化区域を拡大していくようであれば都市的土地利用が可能となるような市街地整備の確実性の確認することであったり、縮小であれば災害の発生の恐れのある区域の確認など、個別の事案に対して変更の適否を判断していく方針、基準になるものです。詳細の説明については、大変申し訳ないのですが、時間の都合上、省略させていただきます。続きまして、資料2-4と2-5の説明をさせていただきます。こちらについては長野市で考えております区域区分見直し方針及び考え方であり、こちらの二つについては4月から本市ホームページに掲載しております。本市の方針及び考え方は、概ね県が示す方針に即して作成をしておりますが、ここでは、見直しの方針に加えて長野市で考えている特徴的な部分を説明いたします。資料2-4の右側をご覧ください。上段の囲みの部分、2行目「開発型から保全型へと転換し、集約型都市構造に対応する土地利用を目指すこと」という記載があります。4つ程ポイントが上がっておりますけれども、具体的には、市街地の区域は現状を基本とすること、市街化区域の編入は地域の特性や産業の将来見通しを踏まえた上で、上位計画と整合した事業区域であること、公共交通が便利なエリアへ生活サービス施設等の機能や居住を誘導することなどを

掲げています。これらの点については、本市の作成した都市計画マスタープラン、立地適正化計画の基本方針に基づき、計画的に土地利用の規制・誘導を進めていくものとして、区域区分見直しにおける土地利用基本方針をご紹介します。資料2-5をご覧くださいと思います。見直しに関する長野市の考え方になります。1ページ目の中ほど、2見直し基準の4、5行目をご覧ください。「長野市では集約型都市構造への土地利用誘導を基本とすることから、生活サービス施設や住宅地等の開発事業の場合は、都市拠点及び生活拠点の周辺で公共交通に比較的容易にアクセスできる区域について編入を検討すること」とあります。具体的な区域の説明は、同資料の裏側2ページ下になります。注1に記載されている事項になりますが、アクセス可能な区域ということで、30本/日（片道3本/h程度相当）以上の運行頻度の鉄道、バス路線や、鉄道駅、バス停までの徒歩圏を想定しています。こういった資料を公表しながら区域区分の見直しについて市民の方に広報させていただいております。資料2-1に戻ります。3ページ上段をご覧ください。市街化区域の規模の設定方法になります。区域区分では市街化区域の規模のことをフレームとも表現します。これから規模やフレームという言葉が出てきますけれども、市街化区域の大きさや枠のこととお聞きいただければと思います。国土交通省が、都市計画制度全般にわたっての考え方を示した「都市計画運用指針」というものがありますが、そちらの中で市街化区域の規模設定は、「人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、世帯数や産業活動の将来見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積を割り付ける方式を基本とすること」と書かれております。これを「人口フレーム方式」と言います。長野県では、今回の見直しにおいて人口フレーム方式を採用し、人口や産業の伸びなど統計数値から予測して必要な規模を算定することとしています。統計数値のベースは、住居系が国勢調査による人口、産業系が市の製造品出荷額になります。また、変更が必要と見込まれる土地の区域は、算定されたフレームの範囲内であり、併せて都市的土地利用として基盤整備が確実な区域とします。更に農林、環境、河川等の関係機関と協議、調整が整うことが必要となります。こちらについては昭和43年の区域区分制度の制定当時から、国土交通省と農林水産省で「都市計画と農林漁業との調整措置」として基本的な取り扱いについて調整がなされており、長野県では今回の見直しもこの調整措置に基づき進めることとしています。3ページ下段をご覧ください。市街化区域規模設定の進め方になります。基準年を国勢調査年度の2015（平成27）年としまして、目標年は基準年から10年後の2025（令和7）年を想定して進めております。区域区分計画のフローですが、平成27年の国勢調査と平成29年実施の都市計画基礎調査の結果に基づき、左側に記載されております上位計画と整合を図りながら、市街化区域の規模と配置を検討します。主な検討項目は、「目標とする密度設定（人口）」「既存、拡大市街化区域」「保留フレーム」になります。このような過程の中で、県の見直し方針、市の見直しの考え方との整合性、関係者の同意状況などを確認し、関係機関と協議・調整をしながら、候補地選定、素案を作成していきます。ここで、密度設定、保留フレームといった言葉が出てきたので、これらについて説明します。4ペー

ジ目上段をご覧ください。「人口密度の考え方」になります。長野市では、目指すべき都市像を「集約型都市構造」としており、立地適正化計画との整合を図る観点から「現状の市街化区域人口密度を維持すること」としています。また、市街化区域の規模を検討するに当たって、人口密度は市街化区域内人口を可住地面積で割ったものとして計算しています。また、市街化区域内の人口密度を求める際には、まず市街化区域内を「可住地」と「非可住地」に分類します。この可住地とは何か、簡単に説明しますと、可住地は「住宅が建てられて、人が住める土地」、それに対して、非可住地は「道路、公園、水面などの公共施設や住宅建築に規制がある土地等で人の住めない土地」になります。市街化区域内では、都市環境の利便性向上のため、今後も必要となる道路、公園等が整備されていきますので、非可住地は増加し、可住地は減少することになります。人口密度から考えられる市街区域規模ですが、この場合、人口密度を維持することになると可住地は減少するので、計算式のとおり計算すると、将来収容可能となる人口は減少します。このように将来収容人口を算出し、既存市街化区域内での現況人口、「ここでは令和7年の推定人口」と比較して、差がある場合は、差分人口の収容が可能となるように規模（フレーム）を変更することになります。人口密度だけで規模を決定する訳ではありませんが、このように人口密度は市街化区域の規模（フレーム）を設定する上で重要な要素として扱われるようになります。次に4ページ目下段をご覧ください。保留フレームについてです。保留フレームは、具体的な土地に割り振ることなく当面の間、拡大を見合わせた規模に相当するフレームのことを言い、特定保留フレームと一般保留フレームがあります。特定保留フレームは、計画的な事業の実施見通しがあり、概ねの整備時期が明確で定期見直しの中で関係機関協議が完了するものが該当します。具体的には、整備に向けて既に準備期間中である土地区画整理事業、政策的な市街地整備の計画がしっかりと出来上がっているものなどがあげられます。一般保留フレームは、事業実施の見通しがあるものの、農林業との調整が整っておらず、区域や整備時期が不確実なものになります。この場合概念的なものになってしまいますが、エリアを限定せず、将来の計画フレーム（規模）のみを設定するものになります。なお、保留フレームの解除は、事業の確実性、関係者の同意等、計画的な市街化の目処がついた時点で、更に関係機関との協議・調整を開始し、関係機関との協議等が整い、都市計画審議会に諮る等の法定手続きを経た後に、区域区分が変更となります。このような区域区分の変更を行うことを「随時見直し」と呼んでいます。次に5ページ目上段をご覧ください。フレームの設定についてです。繰り返しになりますが、既存市街化区域の規模に対して、住居系、産業系それぞれについて将来収容を可能とする規模を算出し、それらの差分が確認された場合に区域区分を変更します。その差分に不足分がある場合は拡大が可能であり、拡大需要フレームを設定することになります。現在、長野県と市街地の規模（フレーム）算定に関して協議・調整中であり、その数値は確定していませんが、今回の見直しにおいて人口と産業共に拡大需要フレームの確保は可能と予測されているところです。しかし、目標年次である令和7年以降も更なる人口減少が想定されることか

ら、拡大需要フレームは「使い切る」のではなく、「フレームの範囲内で必要最小限の区域」、本当にその場所が市街地として拡大してもいいものか検討した上で、区域区分の見直しを進めていくものと考えています。5ページ目下段をご覧ください。今後の予定です。本件は長野県決定の案件でもあることから、県が来年度に見直し案の公聴会、縦覧手続き等の法定手続きを行い、2020（令和2）年12月の県都市計画審議会に案を付議する予定とされています。本市では、本年度6月末までに相談があった案件や、市の政策上、必要と考えられる案件などについて、県の見直し方針、市の見直しの考え方、フレーム設定等の見直しの流れに沿って、今回の見直しにおいて区域区分の変更に該当するか、また、必要であるかを判断していくことになります。今後、11月末と2月頃に市都市計画審議会を予定していますが、その際に候補地選定状況等を報告させていただき、長野県へは本年度末を目処に素案の申し出をしたいと考えております。なお、今回の定期見直しの中で、本年度中に区域区分の変更候補地として確定した区域がある場合は、資料掲載のスケジュールのとおり決定告示まで進んでいきますが、具体的な候補地が確定できない場合は、一般保留フレームを設定し、将来の計画フレームのみ変更することになります。長野市では、特に人口減少社会における将来の都市像を見据えつつ、変更の対象となる土地が上位計画や都市政策上必要な土地利用であることの位置づけや周辺環境への影響などを十分確認すると共に、関係機関と協議・調整を行いながら見直し作業を進めていきたいと考えています。私からの説明は、以上となります。

○議長 ありがとうございます。それでは委員の皆様、ただ今のご説明につきましてご意見やご質問等がございましたら、挙手をしてスイッチを押してご発言をお願いいたします。フレームの部分なので、なかなか質問といっても具体的にしにくいかもしれませんが。

○委員 今回の件に直接関係するか怪しいのですが、例えば急傾斜地であるとか居住にあまり適さないようなところを調整区域へ指定をしていくということで、なるべく人が住まないように誘導しようとしているのだとは思いますが、その場所に土地を持っていたり家を建てていたりして、そうしたくても出来ないだとか、中山間地から便利なところへ移動したいけれども実際は処分が出来なくて動けないだとかという方も多いと思います。そういう方に対して手当のようなことは計画されているのでしょうか。

○議長 これは大きな話ですがどうでしょう。

○事務局 はっきり申し上げて、特段それに伴って支援をするというような状況ではないと、先に申し上げざるを得ないと。ただ当然それぞれの場面でレッドゾーンの話が前々からある中で、移転等諸々については今後もいろいろな意見を聞きながら本当に出来るような方向で考えていくのかどうか検討されるのではないかと考えております。今一番我々でも困っているのは、市街化区域の中にもレッドゾーンが入り込んできているといったところについては、やはりそれは見直して逆線引きで抜いていくべきではないかというようなものがございます。ですからそういったものについては、県としてもレッドゾーンの取り扱いや支

援の仕方等また一緒に検討いただけるのではないかと考えているところではございます。

○議長 いかがでしょうか。なかなか現状で住んでいるところから、例えば3～5mも火山灰が積もってしまって膨大な量でもう一度村に住むのは難しいみたいなどころではなく、普通に生活しているところでは、きっと時間をかけながら考えていくということをお願いしたいのではないかとと思いますが、どうでしょう。

○事務局 そうです。基本的にはかなり時間のかかる話で、抜けたからそこに住んじゃいけないということではなくて、それなりの住み方になって、頑丈なものを作ってくださいとかいうルールになってきていますので、総合的に考えて今後人口も減っていく中で、自ずと中山間地の方から維持できなくて何とかという話も出てくると思いますので、そういったことも含めてあり方を考えていかなければならない、と。線引きひとつだけに限らず、中山間地のあり方から始まって考えないと、なかなか良い支援策は出てこないのかなと思っていますところではございます。

○委員 個人の財産に関わるので非常に難しいとは思いますが、危ないところに建っているものを、災害が起きそう、または起きてから、消防や警察の方が助けに行くと、費用をかけて人が危ないというよりは、もう少し予防的に移動できるものであれば移動していただくというようなことがあって、都市計画としても限られた予算の中でやっていくためにはもう少しコンパクトにならざるを得ないかなという気もしますので、その辺が良い方向に進むといいなど、現状が難しいのはわかりますが、そう思いました。ありがとうございました。

○議長 おっしゃるとおりだと思います。市のおっしゃることも、おっしゃるとおりだと思います。そちらの方向でということ。他にいかがでしょうか。直接関係するかわかりませんが、大きい都市フレームの計画が決まった後、幹線道路等の整備をしますね。その整備もそんなにすぐには出来ないの、これと時間差でなるとい部分があるのか、口幅ったい言い方になりますけれども、大きい道路計画だとか土地利用計画だとかそんなにはすぐに出来ない中で、こういうものが途中から出てくると、すぐにはやめられないしそんな計画すぐに出来るものでもないという部分が出てくると思いますし、現に出てきているものもあると思いますが、そういうものもやっぱり世の中の情勢を見ながら、そこだけポコッと抜けているけれども、すぐに決めるものでもないというような感じでいきますか。非常に皆さん知っている方はああいうことを言っているんだなと想像できると思いますが、今でも道であれ何であれ大きい幹線道路を作っていて途中でぶつ切りにしてやめるというわけにいかないものもある中で、段々やっていくんですね。

○委員 道路に限らず都市基盤というのは公園であったり区画整理であったりいろんなものがありますが、実際私共は区域区分の見直しで今後どういうふうと考えていくのかということになりますけれども、道路ができたからとか公園ができたからとか、それが原因で市街化区域、道路の周りだったらその周りが市街化区域になると、そういったふうには

捉えていません。道路と一緒に合わせて周りも含めて、道路や水路が出来てきて環境も整ってきましたと、そういったものが確認できて、かつそれが市の施策と合っているかとか、環境を害さないかとか、そういったことまで確認して本当にそこが市街地として必要か確認をしながら判断させていただく中で、今の災害というわけじゃないですけども、そういった安全性も考えながら候補地や市街化区域を検討していけたらいいのかなと思います。

○議長 それがきつと先程言われたあまりにも危なすぎるからせっかくこちらのもう少し安全な方が市街化区域に編入されたので、みたいなものが口で言わなくてもきつと凶になって少しずつ出てくるともしかしたらということになるかもしれませんね。官からお金が出るという意味ではありませんけれども、そういう候補地で建てていいところが新たに生まれたとすれば、そういうところへ行けたというか、これが村だと集落ごとにポンと出てくるというのがもう周辺の町村ではあることなので、そういうこともタイミングとしてはあるかもしれませんね。何が言いたいかわからないという部分もあるかもしれませんが、きつとタイミングも計りながらいろんな施策と一緒にそういうものがリーズナブルになったら認められて色が変わってくるということが言いたいのかなと思います。他にいかがでしょうか、ご質問等ございましたら。なければよろしいですか。それではご質問もなくなってきましたので、以上で議事は全て終了となります。議長は退任させていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

◎閉会

○司会 ありがとうございました。次第の6 その他についてですが、今後の予定についてお知らせをいたします。今のところ、11月下旬頃に、第75回の長野市都市計画審議会を開催したいと考えております。準備が整い次第、委員の皆様へ開催についてのご通知を申し上げますので、よろしく願いいたします。終わりに、都市政策課長の平澤から閉会のごあいさつを申し上げます。

○事務局 委員の皆様には、本日は、大変お忙しい中ご出席をいただき、また、熱心にご審議をいただきましてありがとうございました。何かとご多忙な時節ではございますが、委員の皆様には体調を崩されないようご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げます。それでは、以上をもちまして、第74回長野市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。